

## 収集の制限に係る答申（案）

### 1 改正個人情報保護法における本人収集原則の取扱いについて

個人情報保護条例では、個人情報とは原則として本人から収集しなければならない（以下、「本人収集原則」という。）こととされている。

一方、改正個人情報保護法では、個人情報は必ずしも本人から収集しなければならないわけではない。

この点、本人収集原則を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある）こととされている。

### 2 本人収集原則を条例で独自に規定することについて

本人収集原則を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に2点挙げられている。

1点目は、改正個人情報保護法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の保護のために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としているため、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自に規定することは許容されないということである。

2点目は、改正個人情報保護法において、個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており、また、不正手段による取得も禁止されており、加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされており、さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされ、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されないということである。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものであることについては認める所ではあるが、本人収集原則を条例で規定することは、必ずしも法律の規律と重複するとは言いきれず、仮に重複するとしても、条例において本人からの収集を原則とし、例外として本人以外からの収集も認める規定とすることは、本人の権利利益を保護するための適切な運用として有効であると考えられ、また、改正個人情報保護法と条例の規定が実質的に同様であるならば、データ流通の阻害には当たらず、個人情報保護と

データ利活用の両立の趣旨には反しないという見方もできるのではないかと考えた。

### 3 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における本人収集原則の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。

内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それがなくとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、個人情報保護条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第8条については、同条各号に該当する場合を除き、実施機関による本人以外からの個人情報の収集を禁止するものであるところ、これは、本人以外からの個人情報の取得を禁止していない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、神奈川県個人情報保護条例第8条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、第63条（不適正な利用の禁止）、第64条（適正な取得）等の定めを置いている。
- ・ これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、神奈川県個人情報保護条例第8条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものとする。

この回答について、当審議会からの照会にあった、法律の規律との重複の有無という点については明確に触れられておらず、また、重複しているとしても必ずしもデータ流通の阻害には当たらないのではないかという点については、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているが、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であると考え

#### 4 対応の方向性について

以上のことからすると、本人収集原則について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、収集に際しての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。